日調連発第１５６号
平成２２年８月２０日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

戸籍謄本等職務上請求書の取扱いについて（通知）

標記請求書は、特定の資格者に対し、その信頼の下に例外的に認められたものであり、盗難・紛失等により、もし不正に使用された場合には、プライバシーの侵害、ひいては人権問題や凶悪な犯罪に発展するおそれもあり、市民に対し、計り知れないほどの深刻かつ重大な事態を招くことにもなりかねません。

また、これらの発生によって、土地家屋調査士に対する国民の信頼が失墜し、結果として、本請求書の特例扱いが取り消されることにもなりかねず、土地家屋調査士制度そのものの信頼が社会的に失われるといった取り返しのつかない状況になることも考えられます。

同請求書の取扱いについては、これまで再三にわたり、厳正な取扱いを励行するよう会員指導の徹底を依頼してきたところでありますが、最近、盗難・紛失等の事件が相次いで発生しており、たいへん由々しき事態となっております。また、盗難・紛失等の当事者においては、当初の段階では事の重大さに気がついていない事案も見受けられます。

さらに、市町村においては、請求者に対し、窓口における本人確認（会員証等の提示のほか、連合会ホームページの会員検索システムを利用した会員証の記載内容の確認）が行われ、一部の市町村においては、本人通知制度（本人の代理人等に戸籍謄本等が交付された場合にその事実を本人に通知する制度）や職務上請求書により不正に取得された戸籍等の被害者に対する不正取得者の名前等の告知が行われており、個人情報保護の観点から、ますます慎重な手続かつ取扱いが施されており、同請求書を使用する資格者への対応もより厳格なものになってきております。

そこで、この機会に、改めて職務上請求制度が資格者に認められている趣旨、同請求書の管理及び使用時の慎重な取扱いについての認識を新たにしていただくとともに、今後、このような事件が絶対に再発生しないよう求めるものであります。

つきましては、上記について貴会会員への周知徹底を図られますようお願いします。